

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福井県公安委員会 第325号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	代行かご屋
	主たる営業所が 所在する市町	福井県大野市
処 分 年 月 日	令和5年1月16日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	法第12条に規定する損害賠償責任保険（共済） 契約を締結しない状態で自動車運転代行業を行っ たこと。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項	
処分を行った都道府県	福井県	